

## 令和2年度 第10回清里区地域協議会次第

日 時：令和3年1月28日（木）

午後3時から

場 所：清里区総合事務所 第3会議室

### 1 開 会

### 2 会長あいさつ

### 3 所長あいさつ

### 4 報 告

#### (1) 総務・地域振興グループ報告事項

・大雪による被害状況等について

・・・資料1

### 5 協 議

#### (1) 令和3年度地域活動支援事業採択方針等について

・・・資料2

#### (2) 地域活動支援事業活動報告会の開催について

・・・資料3-1、3-2

日時：令和3年3月11日（木）午後6時30分～

会場：清里コミュニティプラザ 3階多目的ホール

#### (3) 自主的審議事項について

・・・資料4

・（仮称）安心ノートについて

### 6 その他

#### (1) 第11回清里区地域協議会の開催(案)について

日時：令和3年2月25日（木）午後3時

会場：清里コミュニティプラザ 3階多目的ホール

### 7 閉 会

# 上越市内積雪深報告[1/25(月)9:00現在]

第10回清里区地域協議会資料  
令和3年1月28日(木)  
大雪による被害状況について  
資料1-1

観測日		令和3年1月25日(月)					(単位:cm)
地区	観測点名	積雪深 9:00現在	地区別平均 積雪深	1月11日(月・祝)と の比較	救助法 適用基準	基準値まで	
合併前 上越市	高田特別地域気象観測所	121	134	▲ 201	200	▲ 66	
	保倉小学校	92					
	金谷区中ノ俣地内	187					
安塚区	安塚区和田地内	200	214	▲ 124	302	▲ 88	
	安塚区総合事務所	192					
	安塚区須川地内	250					
浦川原区	浦川原区総合事務所	144	149	▲ 119	200	▲ 51	
	旧末広小学校	120					
	旧中保倉小学校	183					
大島区	大島区総合事務所	215	225	▲ 129	348	▲ 123	
	菖蒲農村環境改善センター	234					
牧区	牧区総合事務所	160	200	▲ 130	330	▲ 130	
	牧区棚広新田地内	242					
	牧ふれあい体験交流施設	197					
柿崎区	柿崎区総合事務所	42	120	▲ 117	200	▲ 80	
	柿崎区黒岩地内	180					
	旧黒川小学校	138					
大潟区	大潟区総合事務所	56	56	▲ 121	200	▲ 144	
頸城区	頸城区総合事務所	85	85	▲ 165	200	▲ 115	
吉川区	吉川区総合事務所	108	142	▲ 134	204	▲ 62	
	吉川区坪野地内	176					
中郷区	中郷区総合事務所	135	155	▲ 113	279	▲ 124	
	旧岡沢小学校	175					
板倉区	板倉区総合事務所	109	136	▲ 120	253	▲ 117	
	てらの桜園	162					
清里区	清里区総合事務所	144	181	▲ 116	315	▲ 134	
	櫛池地域生涯学習センター	181					
	旧青柳分校	218					
三和区	三和区総合事務所	106	111	▲ 129	200	▲ 89	
	里公小学校	120					
	美守小学校	105					
名立区	名立区総合事務所	23	114	▲ 176	214	▲ 100	
	名立区森地内	115					
	名立区東飛山地内	203					
上越市平均(34か所)			151	▲ 138	236	▲ 85	

## 今冬の大雪における市の主な動き

## 1 大雪災害警戒本部設置(1月6日)

- ・ 警報発令以後、防災は24時間体制
- ・ 1/7(木)早朝に暴風雪警報が発令されたことから、以後、総合事務所も24時間体制で対応(警戒待機、情報収集 など)

## 2 大雪災害対策本部設置(1月9日)

- ・ JPCZ(日本海寒帯気団収束帯)により、降雪が集中し、短期間の強い雪となった。→高田124cm(統計開始1998年以来1位)
- ・ 合併前上越、安塚区、浦川原区で、災害救助法適用の積雪に達しているほか、牧区、大島区もいずれなる見込みのため、10日全市で県に申請。
- ・ 市街地では、一斉排雪の準備

## 3 災害救助法適用(1月10日)

- ・ 全市で災害救助法適用(19日まで。その後、31日まで延長)
- ・ 災害救助法の適用を受けて、市長から県知事に自衛隊の派遣要請
- ・ 自衛隊による高齢者・福祉施設の除雪作業
- ・ 災害援助法適用に伴い、要援護世帯の除雪費助成の手法が変更
- ・ 要援護世帯の除排雪支援に係る町内会への重機貸出
- ・ 小中学校の休業(1/12(火)~1/19(火)※一部、20日(水)まで)
- ・ 1/23(土)から、高田地区等一斉屋根雪下ろし及び排雪作業開始

※降雪が小康状態となり、落ち着いてきたことから、18日からは通常の警報対応に戻り、清里区では24時間体制は解除となっている。

1 人的被害（雪下ろしや除雪作業の事故） ※雪道で転倒した事故等は除く

死亡者数	重傷者数	軽傷者数	計
2人	18人	28人	48人

※清里区内では人的被害の報告なし。

2 建物被害 ※ 被害棟数は、現地調査により、区分（全壊・一部損壊等）が変更になる場合がある

建物区分	全壊（滅失）棟数	半壊・大規模半壊棟数	準半壊棟数	一部損壊棟数	計
住家	1棟	1棟	0棟	131棟	133棟
非住家	51棟	8棟	3棟	119棟	181棟
計	52棟	9棟	3棟	250棟	314棟

※建物被害（非住家）のなかに、清里区内2件（1/10覚知、1/11覚知）が含まれている。

3 公共施設（建物被害のみ）

全壊	一部損壊	被害内容
1件	53件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1/17 浦川原区市営住宅の手摺り破損</li> <li>・1/20 柿崎区市営住宅の軒天板の破損</li> <li>・1/21 津有地区公民館の駐輪場損壊</li> <li>・1/21 有田地区公民館の駐輪場損壊</li> <li>・その他、車庫や駐輪場の倒壊、施設のガラス窓破損など</li> </ul>

4 農業用施設

区分	件数	棟数	発生区（件数）
農業用ハウスの破損	77件（-1）	175棟	合併前上越(30件)、浦川原区(2件)、柿崎区(12件)、大潟区(8件)、頸城区(6件)、吉川区(10件)、中郷区(1件)、清里区(1件)、三和区(5件)、名立区(2件)
農作業場等の破損	19件（+2）	21棟（+2）	合併前上越(2件)、浦川原区(2件)、柿崎区(2件)、大潟区(1件)、頸城区(5件)、吉川区(4件)、三和区(3件)
JA共同施設の破損	8件	8棟	合併前上越(2件)、浦川原区(1件)、柿崎区(1件)、大潟区(1件)、頸城区(1件)、吉川区(2件)
牛舎の破損	6件	6棟	柿崎区(1件)、頸城区(1件)、吉川区(2件)、清里区(1件)、名立区(1件)
鶏舎の破損	2件	2棟	柿崎区(2件)
果樹棚の断線	3件（+1）	-	合併前上越(1件)、浦川原区(1件)、三和区(1件)
計	115件（+2）	212棟（+2）	合併前上越(35件)、浦川原区(6件)、柿崎区(18件)、大潟区(10件)、頸城区(13件)、吉川区(18件)、中郷区(1件)、清里区(2件)、三和区(9件)、名立区(3件)

※農業用施設については、令和2年12月の被害が反映していない。  
清里区内の被害分として、12/15覚知2件（園芸用パイプハウス3棟の倒壊）がある。

## 令和3年度清里区の採択方針（案）

清里区の地域課題の解決や地域の活性化に取り組む活動を支援する。  
「私たちの地域を、もっと住みやすくする」ために、地域住民等が自主的・主体的に取り組む、新規性・発展性のある事業を優先して採択する。

## 1 地域活動支援事業の目的

身近な地域における課題解決や地域の活力向上に向け、住民の自発的・主体的な地域活動を推進する。

## 2 優先して採択する事業

- (1) 地域の健康福祉、青少年の健全育成を図る事業
- (2) 地域の歴史文化、スポーツ活動を図る事業
- (3) 地域の環境改善、景観づくり、自然環境保全を図る事業
- (4) 地域の資源を活かした地域振興及び地域を担う人づくりを図る事業
- (5) 地域の安全・安心を図る事業

## 3 その他の事業

優先して採択する事業以外に、地域の課題を主体的に捉え、広く地域の活性化につながる事業

## 【運用方法（案）】

## 1 補助率・補助限度額等

- (1) 補助率は、補助対象経費の100%以内とし、審査の結果、申請金額の減額や補助率を引き下げることがある。
- (2) 備品購入を行う場合は、レンタル等で導入費用を節減できない理由や後年度の活用予定、管理体制を明確にした任意の書類を申請時に添付する。
- (3) 補助金額は1件5万円以上とする。ただし、千円未満を切り捨てた額とする。

## 2 審査方法及び採択基準等

- (1) 書類審査のほか、プレゼンテーションを原則として行う。
- (2) 基本審査、採択方針の審査は、地域活動支援事業の目的、清里区の採択方針それぞれについて、審査する委員の過半数が「不適合」とした場合は不採択とする。
- (3) 共通審査基準は、各項目それぞれ5点満点とし、傾斜配点はしない。
- (4) 共通審査基準を審査する委員全員の評点の平均点が15点未満の場合は不採択とし、補助金額については、15点が90%、16点が92%、17点が94%、18点が96%、19点が98%、20点以上が100%の補助率を補助金希望額に乗じた額を基本とする。
- (5) 採択すべき事業及び補助金額は、清里区への配分額の範囲内で共通審査基準の評点の高いものから順に採択する。なお、配分額を超過した場合の対応はその都度協議し決定する。

(案)

# 清里区地域活動支援事業活動報告会

日時：令和3年3月11日(木) 午後6時30分から午後8時

会場：清里コミュニティプラザ3階多目的ホール

## 次 第

### I 清里区地域協議会活動報告会

#### 1 開会あいさつ

・清里区地域協議会長

#### 2 活動報告

##### (1) 地域活動支援事業の事例発表

・令和2年度地域活動支援事業の事例発表

- 1) 白看板城址駐車場・崖安全性向上事業(荒牧狼煙を上げる会)
- 2) 坊ヶ池交流施設活用事業(きよさと観光交流協会)
- 3) 清里歴史絵巻加美芝居事業(星ふる清里会)
- 4) きよさと朝市開催事業(清里商工会)
- 5) すこやかな暮らしふれあい事業(NPO 法人清里まちづくり振興会)
- 6) 櫛池隕石落下100周年事業(天文指導協力員会)
- 7) 白看板城址周辺のイワカガミ群生地養生事業(荒牧狼煙を上げる会)
- 8) 隕石落下公園、京ヶ岳城址保存活用事業(きよさと観光交流協会)
- 9) 地域の宝「櫛池の大杉」保全管理事業(上中條町内会)

##### (2) 令和3年度地域活動支援事業の説明

##### (3) 意見・質問

#### 3 閉会あいさつ

・清里区地域協議会副会長



# 令和2年度地域活動支援事業 実績報告会開催のお知らせ

来てね!



日 時：令和3年3月11日（木）  
午後6時30分～午後8時

会 場：清里コミュニティプラザ 3階 多目的ホール

内 容：今年度地域活動支援事業を活用した団体が、  
事業の成果と今後の活動について報告します。  
また、来年度の事業概要について説明します。

・事例発表事業（団体名）

- 1) 白看板城址駐車場・崖安全性向上事業（荒牧狼煙を上げる会）
- 2) 坊ヶ池交流施設活用事業（きよさと観光交流協会）
- 3) 清里歴史絵巻加美芝居事業（星ふる清里会）
- 4) きよさと朝市開催事業（清里商工会）
- 5) すこやかな暮らしふれあい事業（NPO 法人清里まちづくり振興会）
- 6) 櫛池隕石落下 100 周年事業（天文指導協力員会）
- 7) 白看板城址周辺のイワカガミ群生地養生事業（荒牧狼煙を上げる会）
- 8) 隕石落下公園、京ヶ岳城址保存活用事業（きよさと観光交流協会）
- 9) 地域の宝「櫛池の大杉」保全管理事業（上中條町内会）

その他：申込みは不要で、どなたでも参加できます。

■ 問合せ先

清里区総合事務所 総務・地域振興グループ 担当：長澤・田中  
〒943-0595 上越市清里区荒牧 18 番地  
電 話：025-528-3111（内線 225・222）FAX：025-528-3114  
E-mail：kiyosato-soumu.g@city.joetsu.lg.jp

区分	1	2	3
取組に至った経緯	<p>・食生活や生活環境が改善され、さらに医療技術の進展により、平均寿命は男女とも80歳を超えるなど世界の中でも日本は有数の長寿国となっています。</p> <p>・しかしながら我が清里区においては過疎化・少子高齢化が進み、10年後には高齢者人口(65歳以上)の割合は50%以上になることが想定され、現在地域協議会で取り組んでいる自主的審議事項「空き家対策」については目下根本的な対処方法がない状況にあり、今後大きな社会問題になろうとしています。</p> <p>・清里区内の調査でもほとんどの集落で空き家があり、町内会や周辺に迷惑をかけているのが現状です。しかしながらあくまで私的な個人財産であり、適切な維持管理を指導する程度にとどまっています。</p>	<p>清里区地域協議会の自主的審議事項として中山間地域の振興を上げ「空き家対策」を31年度からの継続審議事項として受け継ぎました。確実に清里区にも空き家があり町内会の課題となっています。(令和2年1月10日現在、空き家のある町内会72%。空き家数53件、付随する土地や樹木等の管理も放置されている)</p> <p>少子高齢化の大波が清里にも来ています。高齢者の一人暮らしや高齢夫婦の世帯が多く、このままではさらに空き家が増えるのではないかと危惧されます。</p> <p>そこで、正常な判断ができたり動いたりできる時に、自身のことも含め今住んでいる家や土地等を将来どうして欲しいかなどの個々の思いを家族や関わりのある人に伝えておくことが終焉の時の混乱を防ぐことになり、ひいては今の生活が心穏やかになり健康寿命も延びるのではないかと考えました。何よりも家族・親族への愛情表現となり地域の方々への感謝の気持ちになると思います。</p> <p>この取組をすることで家族・親族との交流が深まり、必要な手立てがとられれば空き家が増えないことに繋がると考えました。必要な手立ての参考になる物があると取組やすいのではないかとこの思いでこの安心ノートを作成することになりました。</p> <p>そのことが将来の空き家対策になると考えました。</p>	-
このノートの活用について	<p>・今後ますます高齢化が進む中、年数を重ねてやがて人生の最期を迎える時期が訪れますが、様々な事柄に対し適確な判断が出来なくなった場合に備え、「自分はどうしたいか」「家族や周囲にどうしてもらいたいか」、・・・家族と周囲の人たちと話し合うきっかけづくりとして、このたび、地域協議会では「安心ノート」を作成しました。</p>	<p>・法的な縛りはありません。</p> <p>・記入できる項目から自由に書きましょう。書き直しても良いです。</p> <p>・家族で相談しても良いですが、自身の思いを大事にしましょう。</p> <p>・家族・親族にこのノートがあることを伝え保管場所も伝えましょう。</p>	<p>・安心ノートの内容が死後のために残す部分もあるとすると法律上の遺言の範疇に入ってくると思う。中身には当然に秘匿性、プライバシー性が高いものもあるので「公」には馴染まないと思う。</p> <p>・一般的に遺言書がない場合は原則法定相続によることになっているが、確かにこの方法だけでは解決できない事柄は現実的に多いことから、本人の気持ちを記した安心ノートの記録の存在は、死後に発生する問題やトラブルの回避や緩和につながるものと期待できると思う。</p>
地域協議会としての思い	<p>・このノートが人生の終焉を迎えるにあたり、自分自身を見つめ直し、大切な家族や周囲の人たちへの感謝を込めたメッセージとして、また人生を振り返る記録として、大いに活用していただければ幸いです。</p>	<p>私達第5期の清里区地域協議会は第4期協議会から自主的審議事項の継続項目として「空き家対策」を引き継ぎました。</p> <p>それには空き家について知る必要があると考え、前期の方々が取組まれた清里区の空き家に関する調査結果を検討したり、集落づくり推進委員の方から中山間地域の方々の声もお聞きしたりしました。協議の中で現在の空き家をどのようにするかについては、件数が多いことや所有者の意向を確認する必要があるなどすぐに取り組むには難題が多くあることに気付きました。</p> <p>そこで、現在の空き家への対策も念頭に置きながらも、空き家が増えない為に地域協議会としての方策はないかと協議しました。人生いつ何が起るか解らないのは人の世の常。高齢化世帯の割合が多い清里区では尚更のこと。それには清里区の特長(農地・山林を所有している人が多い)を反映したエンディングノートのようなもの(仮称・安心ノート)があるとよいのではとの思いに至りました。</p> <p>この安心ノートを活用してもらいながら、穏やか人生の終末期を過ごしていただければと願っています。</p>	<p>・対象者が安心ノートを作成するに当たっては、自ら意思表示することの意味や意義等を理解納得するために対象(高齢)者への意識付けのための機会を設けることなども必要と思う。</p> <p>・また、安心ノートを作成した側が本当に安心して最期を迎えるためには、安心ノートを託された側がノートの内容をしっかりと受け止め、引き受けていかなければ、ノート作成の実効性を欠くことになるので、引き受け側の意識への醸成も大事であると考えます。</p>



安心ノートはじめに

区分	4	5	6	7
取組に至った経緯	<p>・清里区の地域協議会の視察研修会が毎年行われてきましたが、何年か前からある委員さんが空き家対策に関する意見を真剣に聞いておられました。ご自身も町内会長をされた経験を通し、かなり御苦労されたことから思いついた結果だと思えます。</p>	<p>食生活や生活環境が改善され、平均寿命は男女ともに80歳をこえるなど世界の中でも有数の長寿国になっています。 しかしながら清里区においては過疎化・少子高齢化が進み10年後には65歳以上の人口割合は50パーセント以上になる事が想定され、社会問題になっています。 空き家も増加すると思われませんが、根本的な対処方法がない状況にあります。清里区内の空き家調査でも72パーセントの集落で空き家があり、町内会や周辺住民に迷惑をかけている物件は空き家の2割に達している状況にあります。 このようなことから清里区地域協議会では自主的審議事項として空き家対策を審議してきましたが私的な個人財産であり、適切な維持管理を指導する程度にとどまっています。</p>	<p>・清里区において、高齢化・若者の地域離れが進み、空き家が多く近隣住民に迷惑をかけている物件が多くあり、対策が必要である。</p>	<p>地域協議会において空き家問題を取り上げたが、清里区町内の70%に空き家があり、20%は適切に管理がされていないことが判った。空き家問題は全国的にも大きな問題となっているが、テーマとしてはあまりに壮大で、地域協議会で解決を図ることは困難との結論となった。 しかし、地域からは「所有者と連絡がとれない」「将来的に危険となった場合、だれが責任を取るのか」と等の不安の声も聞かれた。 そこで、不動産等の財産も含め自分の人生の最後はどのようにしたいのかについて、何らかの形で記録し、次の世代に託すことが必要ではないかとの考えから、この取組に至った。</p>
このノートの活用について	<p>- (用心にこしたことはありませんが、我が家の生活環境は子供が跡を継いでくれると思っているためか特にこれといった意見はありません。)</p>	<p>今後ますます少子高齢化と人口減少が進むなか、年齢を重ねてやがて人生の最期を迎える時が訪れますが認知症などで様々な事柄に対して適確な判断が出来なくなった場合に備え「自分はどうしたいのか」「家族や周囲の人達にどうしてもらいたいのか」家族や周囲の人達と話し合うきっかけ作りとして「安心ノート」に記録して活用いただければ幸いです。</p>	<p>・先祖代々の土地、家をだれが守るか、だれが管理、処分するか家族で話し合いが必要であると思う。</p>	<p>必要に応じてアップデートしていくことで、自分の「過去」を振り返り、「今」を知り、「将来」への道筋をつけるアイテムとしての活用を期待したい。</p>
地域協議会としての思い	<p>- (「安心ノート」という取組はすばらしく良いと思います。地域協議会において4～5名で専門的に話し合われるということですので、お任せしたいと思います。)</p>		<p>・先祖代々の土地や家は財産。そう簡単にはいかならないと思う。行政、地域と連携し個人との話し合いを進めこの問題に向かいたい。</p>	<p>地域で孤独な最期を送る人がいないように、その人の財産が「空き家」という問題につながらないようにこのノートを使っていけたら・・・</p>

安心ノートはじめに

区分	8	9	10	11
取組に至った経緯	清里区地域協議会の家族の安心ノート(参考資料) 「はじめに」と同じ	地域協議会委員は空き家対策の一環として安心ノートの作成をすることになりました。 近年、少子化が進み高齢者世帯が多くなり、近隣の協力なくして生活が困難な事態に入りました。 あらゆる場面に備え準備していただくため、このノートを作成しました。	・清里区において年々人口減少、少子高齢化、過疎化が進んでいる。 ・進学、就職、結婚等で土地を離れていく人たちがいる。 ・近年結婚をしない若者が増えている。 ・独居世帯が増え、空き家が増えている。空き家問題の対策の一環として個人財産である家の維持や管理について考えてもらう。 ・年齢と共に病気や認知症等で適切な判断が出来なくなった場合に備え、財産や身の回りのことを家族や周囲の方々と話し合う機会を作ってもらう。	・事の始まりは、空き家が増え、管理も行き届かない物件も目立つようになってきたとの意見があがり始めた。持ち主不明にならないようにこの思いから相続人をはっきりさせたい。
このノートの活用について	このノートを書くことで ・自分のこれまでの人生を振り返ることができる。 生まれながら現在に至るまでどんな人と出会い、どんなことを経験し、どんな暮らしをしてきたかを改めて見つめ直すことができる。 ・残りの人生のあり方を考える 自身の人生の終わりに向けてこれからどうするか。残された家族が困らないようにするためには、どんなことが必要か考えるきっかけになる。 ・家族や大切な人、お世話になった人に、日頃なかなか面と向かって伝えることができないので、文章にして感謝の気持ちを書き残しておく。	・特に、空き家対策については現状、大きな問題となっています。 ・空き家の処分問題について誰が行うか、責任者の明確化、連絡先等スムーズに処理していくことが大切です。 ・近隣に迷惑のかからないようにしていくことが大切です。	・年齢を重ね身体の機能や判断力が低下してきたとき、自分の思いに沿った財産管理や介護等について考える機会にしていきたい。 ・自分自身にとって大切なことについて、自分自身で考えまたは、家族と話し合うきっかけ作りをしていきたい。 ・もしもの時の家族の負担軽減につなげる。	・各個人が思いのまま記入してほしい。
地域協議会としての思い	亡くなった後の希望・要望を伝えることができるということで、亡くなった後、住んでいる家を空き家にしないでほしい、解体してほしい、お金がかかるが願いを聞いてほしいと書いておけば、法的効力はないが、人情で解体してくれる人がいるかもしれない。  ※問題点 ・まだ早いかな、縁起でもない、ということで書く人はいるのか。 ・エンディングノートを渡しても書く人は100人に1人というアンケート調査結果が出ている。どうしたら書いてもらえるか考える必要がある。	・空き家対策として、皆さんの協力と誰もが安心できることが地域の願いです。ぜひよろしくお願います。	・将来の安心を少しでも増やすために、後を託す人に伝えていただきたい。 ・個人の財産管理について、自分の考えをまとめたり、ご家族の方と一緒に考えるきっかけづくりに利用していただきたい。 ・地域協議会では自主的審議事項として、空き家対策を審議してきました。私的な個人財産であるため維持管理は個人にまかされています。大切な個人財産を後に引き継ぐ人たちにどのように残していくのか、考えるきっかけの場として、安心ノートを活用していただきたい。	・あくまでも強制的ではなく自由に記入してほしい。